



まちづくりガイド

町が取り組む施策や事業についてわかりやすくご紹介します

③③ いざというときの備えは大丈夫ですか

常日頃から、いつ来るか分からない災害に備えて、非常食や飲料水など非常持ち出し品を3日分は備えておきましょう。また、災害時に「自分でできることは何か」、「地域で助け合うことができることは何か」を家族・地域の人々と話し合いをしておきましょう！

なお、町の防災対策に係る支援制度は、次のとおりです。

【防災対策に係る支援制度】

制 度	内 容
ブロック塀などの除去に対する助成 (問合せ) 総務課 ☎388-1111	地震時などのブロック塀などの倒壊による生命の危険をなくすため、ブロック塀などの除去に対する助成を行っています。 <条 件>個人の住宅などの敷地内に設置されたブロック塀などで道路に面した部分で0.65メートル以下の高さまで除去した場合 <助成額>1m当たり7,800円で、補助率3/10(限度額100,000円) *併せて、生け垣の設置に対する助成も行っています。
家具転倒防止補助器具の支給 (問合せ) 総務課 ☎388-1111	災害時要援護者であるお年寄りなどが、家具などが転倒し犠牲になることが多いことから、65歳以上の高齢者のみで構成された世帯や、障がい者の方のみで構成されている世帯などに家具転倒防止補助器具を自主防災会長(町内会長)を通じて無償で支給しています。 <タイプ>L字型器具とチェーン式 <支給数>一世帯当たり4個(2組)まで *ただし、支給は1回限りです。
木造住宅の耐震支援制度 (問合せ) 建設課 ☎388-1117	①木造住宅耐震診断相談士無料派遣事業 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅一戸建ての耐震診断を希望される方に、無料で岐阜県木造住宅耐震相談士(以下「相談士」)を派遣して耐震診断を行います。 ②木造住宅耐震診断助成事業 昭和56年6月1日以後に着工された木造住宅一戸建て、長屋、共同住宅および、昭和56年5月31日以前に着工された長屋、共同住宅の耐震診断も費用の一部を助成しています。 <助成額>耐震診断にかかる経費の2/3(ただし、助成対象限度額45,000円、助成限度額30,000円) ③木造住宅耐震補強工事助成事業 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、相談士による耐震診断を受けて補強が必要とされ、相談士が設計および工事監理する木造住宅の耐震補強工事に対して費用の一部を助成します。 <助成額>耐震補強工事にかかる経費の7/10(ただし、助成対象限度額120万円、助成限度額84万円)

※上記制度の詳細については、担当課にお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

◆緊急地震速報

町では、2月から瞬時警報システム(J-ALERT)を導入し、町防災行政無線により地震発生情報など緊急地震速報の放送を開始しております。

笠松町で**震度4以上の揺れが推定され、到達猶予時間(15秒)がある場合**に、町防災行政無線の親局が自動的に受信し、家庭にある個別受信機や屋外子局(スピーカー)で、町民の皆さんにお知らせします。

また、この岐阜地域における東海地震到達猶予時間は、20～30秒程度と予測されております。

区 分	放 送 内 容	条 件
緊急地震速報	(警告音2回)→ 「大地震です。大地震です。」 と3回くり返します。	岐阜県中西部に、震度4以上の地震の発生が推定される場合や、発生したとき
震度速報 (震度4の場合)	(チャイム)→こちらはこうほうかさまつです 「震度4の地震が発生しました。火の始末をしてください。テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動してください。」 と2回くり返します。	

※東海地震に関する情報についても放送されますし、大規模テロや武力攻撃などの緊急情報についても、同様に町民の皆さんにお知らせします。